

近世末期の凶荒対策に見る支配者動向

杵築藩・嘉永三年風水害記録の分析

後 藤 重 巳

嘉永三（一八五〇）年八月七日、豊後国の北東部は未曾有の大風雨に見舞われ、甚災を蒙った。

十日余を経た同月十八日、杵築藩から江戸表へ滞在中の藩主へ注申された実情報告によると、その状況は次の如くであった。

戊八月六日より小雨、北東雲行早く、同夜大降り、翌七日降り続、午時過より北東風吹出、未之刻頃より風雨次第に強く、申時甚敷、追々東南風烈敷吹募り、夜亥刻頃より風雨とも少々宛軽く相成、子時頃鎮申候、右、大風雨ニ付、格外之洪水・高浪・高汐ニて、海辺之人家并田畑汐込ニ相成候場所も有之、漁舟など陸へ打上申候

また、同年八月八日の「御用留書」^②にも、

昨七日、九ツ時分より大風雨、初辰巳、後南ニ相成、御普請所始、御家中・在町御領内一円、潰家・屋根吹剝等夥敷、誠ニ前代未聞之大風、御隣領も同様之由　―下略―

と見え、府内藩においても、被害が甚大であったことが知られる。

右の風雨による杵築藩内における被害は、届出集計によると、次表の如くであった。

高札家倒	一四ヶ所	掛桶落	三五ヶ所	倒堂	七九軒
岸崩	六四六ヶ所	倒家	七三ヶ所	半倒	三九軒
往還道崩	一六〇ヶ所	倒納屋	一四〇軒	倒鳥居	一九軒
山崩	二二七ヶ所	半倒家	七五四軒	倒宮	一九軒
石砂置田	三四ヶ所	倒馬屋・灰屋	九〇軒	怪我人	一〇人
橋上落	一三五ヶ所	半倒馬屋・灰屋	三五六軒	半倒宮	一軒
川上切	六一ヶ所	倒土蔵	一九軒	倒寺	四ヶ寺
川水崩	三七ヶ所	半倒土蔵	二五軒	半倒寺	一ヶ寺
川欠	五五ヶ所	塩浜崩	三〇ヶ所	倒車	七軒
池荒手切	三八ヶ所	倒木・風折木	五六九七〇本	破船	三二艘
井手崩	五六七ヶ所	倒塩焼屋	一七軒	死牛	一疋

封鎖的な封建領主経済圏を襲ったこの不時の大風雨災害に対して、当局者側は、いかかる対応策を講じたかについて見ようとするところに、本小稿の目的がある。

二

同年、八月八日、藩側は、七ヶ条に及ぶ「急触」を發して、いち早く被害状況の調査を命ずるとともに、物価

対策を中心とする諸対策を講じた。

被害調査の提出期限は、同月十二日迄として、天保六年の大風雨災害の前例に準じて、調査対象等を定めて調査を命じた結果が、前表に示した数字であった。

その他の六ヶ条は、次の通りであった。

一、穀類他所売不相成事、

一、諸品売もの高直に致間敷、無抛子細有之候ハハ、申出、差図を受候上、売方可致事、

一、諸職人扶持・作料増方致間敷、無抛子細有之候ハハ、申出可受差図事、

一、質素・節儉取締の儀、兼て申付有之、此節の風難ニ付ては、弥節儉相守、一村切規定相立、申談の趣可申出事、

一、旅人逗留候ハハ、追立可申、無抛子細ハ、申出可受差図事、

一、他之諸勸進・物もらひの類、為立入間敷事、但、村境へ例年の通、高札相立可申事、

右、六ヶ条中、一・二条には「附」をもって、「困穀」による直段の引上げと、藁・茅・小麦柄などの他域積出しを禁止している。

この二ヶ条は、穀物の「他所売」による品不足を防止する一方、悪徳商人らの「困穀」や、物資の「困置・買

近世末期の凶荒対策に見る支配者動向

占め」等を禁止することによって、物価の高騰を防止しようとしたものであり、いわば誠に機敏な対策であつた。また三条以下では、災害後の復旧工事等にもなる諸職人の「作料」(工賃・手間賃等)の高騰を防止し、平素以上の儉約を命じ、領内における消費活動の低廉化を徹底化するとともに、旅人の逗留や勧進・物賣いの領内入り来りを禁止したものであつた。

こうして、風災害にともなう領内経済のインフレ化を防止する一方、八月十四日には、川島兵六らを肥後熊本に派遣して、家中ならびに家中末端の扶持料、及び民食・種子粃等を確保するために、同国よりの借米交渉を講じさせた。

八月も二十日を過ぎると、この災害による影響が、漸時現れはじめ、領内に「売米」が欠乏し、飢饉状態が見えて来たために、藩側では、領内の竹田津・来浦・富来・今在家・古市・安岐・守江・八坂の八ヶ所にて、米五十石ずつを売らせる手段を講じ、売米相場は、近隣米相場に見合うよう指示した。

八月二十四日には、家中末端への渡し方の減少を策し、藩庫からの給米・銀の支出を節減することにした。

以上は、八月中に講じられた応急諸対策であつたが、以下、被害後の社会経済状況と、諸対策の実施について、概述することにする。

三

藩側としては、直接的な被害状況を確認し、これを江戸表に報告するとともに、藩庫収入の基礎数値を知るた

めに、まず、当年度の作毛状況を確認する必要がある、九月三日には、代官を引受担当手永に派遣して、作毛状況を報告せしめた。

その報告によると、

八坂	一五村	二歩作	三ヶ村皆損、
安岐	二九村	二歩作	
小原	一四村	二歩作	一四ヶ村皆損、
来浦	一四村	二歩作	七ヶ村皆損、
竹田津	七村	三歩作	
両子	一六村	四歩作	

と検分され、九四ヶ村で、平均一歩六厘作と見積られている。

右は、中稲・晩稲の分のみであったが、この外、当藩の特産品と目されていた「七島藺」や、大豆・唐芋などについても調査・報告された。

以下、その数値をも示す。

手 永 品 名	七島作		大豆作		唐芋作	
	村数	大豆作	村数	唐芋作	村数	
八坂	四、五 歩作	二、五 歩作	四 皆損	四、〇 歩作	一 四	
安岐	五、五 三歩作	一、〇 歩作	一六 皆損	四、〇 歩作	二 九	
小原	五、〇 歩作	一、〇 歩作	一〇 皆損	四、〇 歩作	二 七	
来浦	四、〇 歩作	二、〇 歩作	八 皆損	四、〇 歩作	一 二	
竹田	二、〇 歩作			四、〇 歩作	ヒメシマ 七皆損	
両子	四、〇 歩作	二、〇 歩作	三 皆損	四、〇 歩作	一 六	

右の集計によると、「七島藪」は、平均で五歩作弱、「大豆作」は六九ヶ村平均で一歩作強、三八ヶ村は皆損となり、「唐芋作」は、一〇八ヶ村平均で三歩六厘程度と見積られているが、これらの調査も、「右、畝数等相改候儀ニは無御座、只一ト通り見分仕儀ニ御座候」と言う概算であつた。

風雨災害による農耕作物の「歩どまり」では、飢民の腹を直接的に足すところの米をはじめ、大豆・唐芋の歩止まりが、商品作物としての「七島藪」に比して、皮肉にも低く、この事実は、当局者をして考えさせる大問題であつたらしく。

講ぜられた諸対策の中で、翌春四月八日、江戸表から、郡奉行に対して、七島作に関して、植付率の引き下げ命令が出されているが、甚災による経済混乱を根本的に解決しようとする藩側の態度を知る上に興味ある問題なので、時間的に若干前後するが、ここで関係史料を見ることにする。

御領分、七島の儀は前々より作来り、御融通も相成、下方においても便利宜敷にまかせ、近年、追々畝数相まし候ニ付、自然、稲田并畑の修理は疎略ニ相成、端々の田畠荒地も出来いたし、御領内穀類作高相減、有力の者ニ至迄、凶年手当・困穀ハ勿論、一ケ年の食用も不行届、已に昨秋の大風雨にて未夏作取上ケ不申時合、食用差支候ハ、全く七島手広ニ植付、金銀札を取込候儀、専ニ心懸、稲田并畑は骨折不申故、穀類相減、凶年は碇と差支候事ニ候、尤、七島年久敷作習ひ、諸費専追掛有之故、今更一円ニ差留可申事ニハ無之候得共、取込の金銀札融通宜にまかせ、自然と奢侈ニ相成、家作・衣服・飲食華靡(ママ)に流れ、商人の躰ニ相習ひ、眼前之利潤に迷ひ、金銀を貯、又は貸付、淳朴・質素之風儀を失ひ、第一穀類食用の手当不行届相成候、依之、七島田畝以来急度相減候様被仰出候事、

右の趣、今般江戸表より被仰出趣候、右は被仰出之通、七島作は便利宜ニまかせ、近年弥増作出し、唯此作一編に身を入、余の作ハ力を用不申候故、昨秋来凶年にて、穀類食用の品困置無之、銘々致難渋候儀、得と致勤弁候ても、相分り可申候、七島の類は凶年ニ至、食用不相成品にて、金銭ニハ相成候得共、穀類無数の時合ニては、金銭も其甲斐薄き訳故、成丈穀類を作り置、御厄介筋不相成候様、以来可心懸の段、村々庄屋始、小門ニ迄能々申聞、前書御沙汰の趣、等閑不相成候様、可被申付候、猶、当年之処、七島畝は、先惣辻三步之減方被申付、追々改可被申付候、

右によると、百姓は近年、換金に便利な作物としての「七島藺」の栽培に執心し、水稻耕作を等閑にするため

に、水田荒廃が著しく、今回の如き不時の凶作では、食用穀類も欠乏し、直接的に困窮をきたす。藪草は、直ぐに金銭になるが、食用にはならない。従って、凶作時に備えて、食用に専一な米穀作等に心がけ、水稻耕作を減少せしめる七島藩の植付畝歩を、昨年比して三步減とすると言うものである。

七島藩へ、凡二十万束余織立、市ニ鬻キ所得ノ代金、不少善キ物産ニ候へとも、上田ヲ費シ、培養製作ノ手数不容易、且、凶年米穀ノ価、騰貴致候へハ、青筵ノ価ハ、必ス下落シ、弊害も亦不少候、^④

との見解も、ともども、当を得ていよう。

事実、風害後の十月七日には、「七島田銀」の上納期限を、定期限の同月五日から、月末迄延期して欲しいとの申請があり、認可されているが、藩域全体のバニック状態のもとでは、七島表(蘆)の換金もままならぬ事態に至ったのであった。

さて、災害年の九月十一日、藩では、秋作米の収納について見込調査を行ったが、田島物成惣計では、米二二、〇四七石五斗九升四合八勺の内、徳米は七、一三三石九斗八升九合八勺と計算され、一四、九一三石六斗三升は、田島損米と見込まれた。

その内訳は、

(損米)
田方 一〇、〇一七石二斗二升一合五勺

(損米)

畠方 四、九九六石三斗八升三合五勺

となっている。

こうした被災による米穀不足に対処するために、応急的な対策として、他藩からの借米と、それを「救米」として配分給与する方法がとられている。

先記した如く、被災の翌々九日には、風損による被害が夥しく、家中末々までの扶助ならびに民食・種子粃などが不足するであろうことを予測し、川島兵六らを肥後熊本に派遣（八月十五日出立）したが、二ヶ月余を経九十一月一日には、再び同人と、高木佐右衛門らとを派遣して、借米方の交渉をすすめる。この結果、十一月二十七日に、この交渉が成立している。^⑤

この折の利息条件等は、次の通りであった。

一、米 五百石

三百貳拾石

現米

内

百八拾石

粃

但、粃三百六拾石、三俵二付銀百四拾貳匁三分三厘貳毛

此銀札、七拾四貫百貳拾匁八分三厘

右者、市正領分、当秋格外の風損にて、民食・手当等行届兼候ニ付、御借米之儀御頼申入候処、格外之御取計を以、御米本行之通御貸渡被下、慥拝借仕候之処、実正ニ御座候、然ル上は、来亥年々来ル卯年迄、五ヶ年之間、鶴崎御蔵所御定相場を以て、割合之銀子代米ニ引直、同所御蔵江無相違返納可仕候、仍て差上申一札、如件、

右の拝借責任者は、勘定奉行たる荒木栄二・三浦多一郎、郡代の平井作之丞・八田寿左衛門・高木佐右衛門・脇手脇番頭の中村儀左衛門などであつた。

この借用米は、翌年正月廿四日、御船手水主の堀啓蔵・野上立平らの積船によって杵築に廻槽されて来ている。

四

江戸期の飢饉では、寛永十九年・延宝八年・享保十七年・天明三年・天保四年の五回が代表的な大飢饉として知られるが、こうした大飢饉以外に、各地を襲つた風雨・地震等による災害を起因とした大小の経済的パニックは、枚挙するにいとまない。

こうした飢饉の発生する最大の原因は、国家全体が封鎖的な経済下にあり、更に各藩域自体も封鎖経済圏を構成しているために、他国・他藩からの食料物資の補給が困難であつたことによるものであるが、更に基本的な要因は、農村における、再生産体制の不備になる。

すなわち一般的な農民生活（生産活動）では、収穫物のほとんどが、貢租として収納され、平時においてさえも、米穀の主食は禁止される状態下におかれていた程であり、「年貢さえすまじ候へば、百姓ほど心易きものはない」^⑥と言われた農民には、裏をかえせば、年貢皆済さえ苦しい状態の中で、一日、風雨等による被害や、旱魃により作物の枯死現象を生ずれば、唯一の再生産資材として確保している種子穀類の食込みなどでさえ極く上部類の対応策でしかなく、大半以上の農民は、田畑の売却・妻子の買入れ、さては逃亡・餓死など、惨々たる状態におち入るを必至とした。

勿論、この様な非常時に備えて、幕府や藩では、備穀囲米を策し、例えば幕府では、早く天和三（一六八三）年には諸藩に対して凶作に備えての囲米を命じており、また宝暦三（一七五三）年には、高一万石について、粃千俵を貯えることを命じるなど備荒対策を講じて来た。

この様な囲米は、原則として粃で貯蔵され、新穀納入期に、一定比率で古い穀部分は詰替えられ、旧分は放出されるのが一般であった。^{（補註）}

『嘉永庚戌風災凶荒紀事』の末尾に、

豊年の節、凶年の貯致置候様、先年々々申付有之候処、近年豊作打続き、自然一統之人気相弛ミ、去秋大風雨ニて、凶作相成候砌、貧富に不拘、一円穀類貯無之、夏作取揚不申時合、食用差支候ハ、近年人情商売人ニ

類シ、利潤に迷ひ、式百十日、其外厄日過候へは、穀類直段下落相成候と心得、勘定合ニ相拘候儀は、甚身元不丈夫之儀にて、質朴の風儀を失ひ、誠ニ農家にハ有間敷事ニて不宣候——下略——

と見え、先に長文の引用をした如く、換金作物たる「七島」栽培に執心する農民の実態を合せ考えれば、被災直後の農村困窮は推察するに難くない。

いわゆる「里方」と呼ばれる水田地帯に対して、海辺や、山地性の農村部、すなわち、「山方」・「浦方」の経済的不安定性は早くから憂慮されていたものであり、「ききんの事などは、里方の百性より、一人迷惑仕、餓死するものも多く有之と相聞候間、飢饉の年の勞、常々不可忘事」と言う教諭によっても察せられるが、当藩域内の農村部は、すでに別稿^①において指適した如く、極めて狭少な水田地帯であり、更に水利灌漑面の条件も劣悪であり、平常的にも決して豊饒な農村地帯ではなかつた。

被災直後の八月二十二日、まず、来浦手永から、御救歎願・見取歎願・拝借銀歎願・皆損田坪歎願の六ヶ条が、いち早く申立られ、同二十四日には、八坂手永から早々田・晩田の刈揚願いと検見願いが申し立てられた。

九月に入ると、三日には、姫島からの困窮拝借願いが申請されたが、何にしろ拝借金銀米が、過分に至っているために、藩側は一応これを拒否したものの、同島（姫島）からは、従前から献納金も順当である旨を以って、銀札八貫文を、無利息で貸出すことになった。

九月十二日、当局側は、無尽頼母子の類を一切禁止すること、諸物価の直段引上げを一切禁止すること、黒芽

の高値売りを禁止することなど、三ヶ条を触れ出しているが、物資の品不足による物価騰貴現象が目立はじめたのであった。

九月十四日、定免の村々から、作柄皆無の由をもって、救立方を依頼して来たが、「定免柄」をもって、検見差図の不必要を認めて、刈揚を許可した。これは早刈取による食米の補充を考えた農民側の要求であった。

藩庫からの救米の支出は、増加するばかりであったために、十月に入ると、酒造稼の者へ通達が出され、酒造米の渡方は勿論のこと、自己所持米の新・古米を問わず、領内産の米を用いての酒造は禁止し、他所からの買込米を用いての酒造に限って、酒造持高に六歩減を条件として許可された。

これは、藩庫米の払底と、より徹底した節儉を目指したものであったが、事実、この時点では、藩側から村方に配布する種子粃も、「御手広の事故、難被為行届」状態に至っており、「下方にて才覚いたし候ハハ、代銀御渡可相成」と言う方策にまで至っていた。

この他所米使用の酒造高六歩減内での酒造認可も、十一月一日に入ると、全面的に禁止され、酒造用に他域より買入れた酒造米は、買入直段で藩側が買入れる旨が通達された。

これと同時に、古米持ちの者は、俵拵を入念にすれば、「古米の蔵納」も許可するとの通達も出されており、如何に藩庫が、苦窮に立ち至っているかを察し得る。

十一月は、すでに蒔麦の時期であったが、飢民は米・粃米は勿論のこと、すでに種子用の麦まで食尽している状態であったため、蒔時到来とともに、種子麦の貸渡し願が続出した。

そこで藩側では、やむを得ず、反別麦の内から、来春の麦出来秋までの条件として、麦六十石を放出することにした。

これは、八坂手永十石・安岐十二石・小原十六石・竹田津四石・両子十石ずつであった。

五

藩側の非常時に対処すべき事としては、窮民に直接的に給付すべき、民食としての穀米の確保と給付が優先するが、この外、災害による実況調査、これに基づく年貢の収納率の決定や、収納手段などが考えられなければならない。

すでに、若干の史料について述べて来たが、急激に進展する江戸末期の流通経済の中であって、在町・在郷の商人の活動に対する規制も重要であり、流通物資の直段上げを先取的に防止したことは、たしかに機を得ていた。

嘉永三年の災害により、混乱した藩経済をより安定させるためには、より統制的な経済対策が必要とされた訳であるけれども、物価統制等のくわしい様子は、史料的に知り難い。

嘉永四年二月五日、藩では各地の郷蔵の有穀数と、直段下げを通過しているが、これによると、藩域全体での米穀の統一価格は不可能であったものなのか、相場のちがいが見られる。

すなわち、

兩子藏

上米 三拾五石二斗

石、銀札 二八七匁

下米 一三石六斗

石、銀札 二八〇匁

上餅米 一三石六斗

石、銀札 二八五匁

古市藏

上米 二五石六斗

石、銀札 二七〇匁

中米 二二石四斗

石、銀札 二六〇匁

下米 三四石

石、銀札 二五〇匁

餅米 一二石

石、銀札二六〇匁

今在家蔵

中米 一四石八斗

石、銀札二五〇匁

内六十石 富来蔵小廻し

竹田津蔵

「？」二〇石五斗四合八匁

石、銀札二八七匁

となっている。

嘉永四年の正月時点での、町方売の大豆価格は石当り銀札二五〇匁から二一〇匁の間であった時、救売穀定価では、一九五匁と定められているので、大豆に限っては若干の低廉価を定めたことになる。

物価対策、特に町人に対する関係史料は、本史料中に収載されず、本史料のみでは、明らかではない。

領内郷中における地主に対しては、嘉永三年十一月二十日、秋作の収納期にあたり、「小作上米」について申

触れている。すなわち、

小作上米之儀ニ付、天保七申年不作ニ付、同八酉十一月、割合書付を以、同年より五ケ年之間、減少被仰出、尙又、昨酉年右に準じ候様、被仰出候、然ル処、当年は、數年來未聞及程の風損にて、類外之凶作相成候間、地主とも別ニ深く遂勘弁、小作主難渋軽く候様申談、取引致候、自然不都合の取引相聞候へへ、取調之上、急度可申付候間、右の趣、村々不洩様可申触候、以上

と見えている。

当年の小作料米の具体的数字は見えないが、天保以降の小農村の困窮農民が、田地を買入れし、結果的には、これらの土地を取得、大地主として成長して行く富農層の存在が確かめられる歴史条件^⑩は、同年十二月十四日の、

一、郷中、当納差支候ニ付、質屋共江御銀類御貸渡し之事

と云う、記事と付合し、この事実は嘉永四年八月の集計に記録される質屋宛の計三百五十四貫余の銀札場からの融資は、重大な意味をもつものと言えよう。

六

米穀の成熟時を襲った大風雨によるこの被害は、当年の秋作に多大な被害を与えたが、これによる減収は、当然、直撃的に翌年の藩民生活に困窮を強いることになるが、藩側では、こうした面から「民食」対策を講ぜねばならず、いわゆる「飢饉食品」「救荒食品」の調査を手掛け、その品目の集計・整理をしている。

嘉永四年六月十六日(カ)の記事に、

一、当春中、民間食用相成候木葉・草根・海草之類、取調、都て七十三種、左に記す、尤、下方へも手永、手永年番所へ留記相成候の事、

との記事が見える。

藩内各地から届出た可食食物の品名と、製法・加工法とを明記し、民間と、年番所とに備えさせたのである。やや煩わしいが、その品目等を左に一覧する。

◎ 山さびら	根	燻・晒	餅
◎ 葛	根	製	餅
◎ はくり	根	製粉	餅

◎ 五か	葉	(若葉)	煤食
◎ 田ひらこ	葉	(若葉)	〃
◎ おんばこ	葉	(若葉)	〃
◎ 麩そば	葉	(若葉)	〃
◎ 野びる	葉・根		汁の実
◎ 山わけぎ	葉・根		〃
◎ かうぞり	葉		煤食
◎ 嫁菜	葉		煤食
◎ 芥子菜	葉		〃
◎ 藤	葉	(若葉)	〃
◎ 柿	葉	(若葉)	〃
◎ 萩	葉	(若葉)	〃
◎ 抱瘡花	葉		雑炊混
◎ 春木	葉		煤・雑炊
◎ もち花	葉		煤・餅
◎ 唐芋の葉茎	葉・茎		煤食

◎夏豆の葉	葉	療食
◎ぎしぎし	葉	〃
◎はこべ	葉	〃
◎岩ちさ	葉	〃
◎芹	葉	〃
◎あざみ	芽	〃
◎きしの尾	葉	〃
◎たんぼこ	葉	〃
◎真葛の葉	葉	〃
◎観音草	葉	〃
◎うし芹 (異名をばぜり)	葉	汁の実
◎ところ	根	製粉 餅など
◎木ところ	根	〃 餅など
◎えび根	根	むして食す
◎つはぶき	葉・茎	燂・雑炊
◎ほど	根	餅

◎ひょうろう	根	餅
◎雀の飯	根	餅
◎だら	芽	煤食
◎しゆろう	根	葛に同じ
◎蘇鉄	芽	"
◎榿樺 (どんぐりの類)	実	製粉餅
◎川にな	身	煤食
◎田にし	身	"
◎蟹	身	
◎猫藻	海藻類	
◎おご	"	
◎蟹の巣	"	
◎こふのり	"	
◎紅葉のり	"	
◎海雪	"	
◎若芽	"	

◎ 伊賀のり

海藻類

◎ すぎも

〃

◎ 芽の藻

〃

◎ 根の藻

〃

以上の救荒食品の中には、例えば「蓬」の如く、「常に人の用ゆる品にて、すべて心得しもの故、略す」として、製法や、食用法を省略するものもあるが、一方では、「葛根」、「畑いびら」などの如く、詳しい製法・食法を記すものも少なくない。

一・二例を左に示す。

一、葛根

根を食ふ

製方

竹のへらにて土をよく去り、石上にて打砕き、半切に水を湛へ、草器を以て実をもみ出し置、一日も相たち候へは、かたまり候ゆへ、上ハ水をはへ、草器に布をしき、灰にて水気を取り、餅のごとくつくね、尙又、灰の中に埋込、水気を取り、厚サ式歩位に切、むして用てよし、或ハ炭にて焼用てよし。

一、畑いびら

根を食ふ

製方

よく洗ひ、すいば井こがね草等少し加へ、一昼夜程も焚可申、尤、最初、いびら壱升ニ付、酢三勺・酒五勺位加へ、煮候へハ宜敷、ハッテイの粉をかけ食ふてよし、火の焚やう、初・中・後とも同様強く焚てよし。火に間断あれハ、エグミ出てよろしからず。飢を救ふ民食、かつね・はくりりに次くとぞ。

以上、二例を例示したが、「葛根」・「いびら」・「蕨根」・「ところ（野老）」などは、こうした飢民食としては、上食の部であり、粉末に精製して保存し、餅状にして食用したり、「ハッタイ」状にして、熱湯で練つて食用したものである。

こうした澱粉質のものは、精製し、団子等にして、別個食（主食代用）として食用したが、葉・茎を食用するものは、稗や粟に炊き込んで雑炊状に加工して食用するのが一般であった。¹³⁾

こうした「救荒食品」は、農民たちの日常生活の永い歴史の中で、経験的に取得された知識である訳だが、これを、今回の災害にともなう困窮に応用したものであり、更には、以後に備えての再認識の意味をも含めての調査であった。

ところで、これより二ヶ月前の四月四日、藩では、「唐黍」の植付指導に乗り出している。

すなわち、四月四日の記事「唐黍植付作方之事」によると、

唐黎民糧に宜敷候哉ニ付、御勘定奉行申談、御本方へ御買入、先達て蔵本用聞是助、竹田表江種子相調させ、植付申付、六手永種子配分、尤、植付方の図、覚帳ニ有之事。

と見え、唐黎種子二石を買調させ、八坂手永三斗、安岐に四斗四升、小原に四斗五升、来浦に三斗一升、竹田津に一斗二升、両子に三斗六升ずつ、それぞれ配分している。

また、嘉永四年八月二日には、

水稗と申もの有之、村々種子有之候ハハ、植付候様、兼て御沙汰有之、此節御下向曾路御通行の節、御用所書役、笠置権平、見受候由、同人承り合せ可申、種子無之候ハハ、御買入御渡可相成、精々植付候様、郷中へ可申之旨——下略——

と見え、「水稗」の栽培方を奨励している。

また同月五日には、浚布の植付を命じ、百姓居屋敷の四開空地に、「凶年之用意として、ゆ里（百合）、ちよろぎ」を植付させ、更に、当年は、例年より多く「稗」を作付すべきことなどを通達した。

これらは、頻発する凶荒にそなえて、救荒食を確保しようとする藩側の動向であった。

海岸線に恵まれた杵築藩では、海藻類が比較的豊富であり、これらは平素の民食として利用されていたが、救

荒食としても役立ち、なかでも、「ひじき」、「黒芽」などは、大きい比重を占めていた。

従って、これらを買占めして、同様に苦境にある隣藩などで「せり売」する者も現れており、被災直後の九月三日には、これらを他領に持ち込みせり売りするために、直段が高騰するので厳禁する旨を通達し、翌四年二月十九日には、黒芽四、四〇九貫余を、救食用として郷中小門（二軒一軒）に割符している。

窮民に「救穀」として給付された米穀の量は、当初は一日、一人、一合と決められていたらしいが「右にては働き出来兼可申、御代官より申出候付」結果として、雑穀込みで一日・一合五勺に増加されている。

しかし、この救穀も、「壮健もの」は除いていたものらしく、嘉永四年三月一日からは、壮健者・鉢歩行者など同様に給付されることになった。

七

嘉永三年八月の風雨災害から満一年を経た同四年八月、被災救済関係の総支出が集計された。

支出費目が細分されているために、やや煩雑になるが、その大概を見よう。

「被下分」

穀類合 八、五二四石六斗七升七合七勺

内 七、〇四五石〇斗六升一合一勺

一、四七九石六斗一升六合六勺

御本方

御郡所

銀札合

二七貫二三匁六厘

内

二六貫三九二分九厘

八四〇匁七

御郡所

御本方

黒芽

八、三一九貫程

御郡所

此銀札、一〇貫二五六匁二厘

「貸渡分」

穀類合

五〇二石

四四〇石

内

六二石

御本方

御郡所

銀札合

五七八貫八九匁二分

内

二二二貫五三九匁二分

一貫三九〇匁

三五四貫二〇〇匁

御本方

御郡所

御銀札場

金

二両

御郡所

貸渡分内訳

一、麦 六〇石

○御領分村種子麦食込に付、四年秋迄返納

○反別方より

一、銀札 一五〇貫

○難渡者拝借

内

二〇貫 難津庄屋拝借

一三〇貫 難渡百姓拝借

一、銀札 八貫

○姫島貸渡し無利足

一、銀札 一貫三五〇匁

○新栄村庄屋 百姓貸渡し

一、銀札 三五四貫二〇〇匁

○貸屋共貸渡し

内 四〇貫 西月 両子 ○銀札場より

一〇六貫二〇〇匁 安岐

一四八貫
六〇貫
小原
来浦

一、銀札 九貫五〇〇匁
五貫 小原
四貫五〇〇匁 来浦
○種子粃買込代として

一金 二兩
○新米村唐芋種子買込代として

一、麦 二〇〇石
大麦 二〇〇石
○麦収納迄貸付

一、大小麦 三〇石
○姫島難波者貸付として

一、粃 一〇石
○馬場尾村芸者共へ

一、銀札 一貫五〇〇匁
○医者共へ貸付
一ヶ年八宋利息付

一、銀札 五三貫五三九匁二分
○姫島塩浜等江

以上の集計概算によって、総支出額の大きさを知ることが出来るが、忤筆藩の藩組織としての経済面での機構は、

今日まで明確にされていないので、この点は、別の機会に論じることにする。

右の整理によると、錢穀の給付や貸付に際して、その経理分野が、三部門に分れていたことは明らかである。すなわち、「御本方」、「御郡所」、「銀札場」の三部門である。

御本方は、藩庫そのものであり、藩主直轄の「財政」と考えてよく、給付される金穀は「被下金穀」と称されている。

御郡所は、農村部を直接支配する郡奉所の所管に入るものらしく、年貢米を一時的に収納したり、または、急時に備えての「用米」等を保存する「御蔵」などを管理した。

これらから支出されるものが、ここで言う「御郡所」なるものらしいが、これについても、後究を待ちたい。

八

嘉永三年の被害から翌年八月までに「飢扶持」を受けた者は、八坂手永一、三〇九人、安岐四、〇六〇人、小原四、一九六人、来浦二、九一〇人、竹田津六九四人、両子三、二五人の計一六、三七二人と言われる。

先記したごとく、食用米の完全給付（返済不要）分は、八、五二四石六斗七升七勺と集計され、返済必要の五〇二石に対して、確実に高額に及ぶ。

しかし、給付された返納不要の銀札二七貫二三三匁余に対して、五七八貫八九匁余の返済約定を条件とした銀札の額と、その額の中、五一匁の比で占める質屋貸付金の実態を見る時、そこには、重大な問題のひそむことを

見逃してはなるまい。

嘉永四年八月、郷中に申渡された申触れの表現をかりれば、

一上略一 質朴の風儀を失ひ、誠に農家には有間敷事にて不宜候、尙又、過分の御救等被下置、是迄可也に相凌、飢候もの無之儀は全く御救被成下候故の儀ニ可有、然ル処、御救被下、多人数の内、病人又は家内大勢にて、老人子供有之、無抛、農業相怠り候者も有之哉にて、尤の儀ニ相聞候ものも有之候得共、或ハ農業不出精にて、兼て心得方不宜ものも有之、右は格別の訳を以、善悪不相撰、一円極難ものともへ被下相成候得とも、壮年之ものは勿論、働出来候もの、農業相怠り、御厄介相成候段、不束之事ニ候、以後、心得方不宜、農業相怠り候ものハ勿論、従類の内、老人子供有之、農業相怠り候もの、鰥寡弧独、廢疾の者たりとも、庄屋、下役人申談、養子或ハ嫁娶等迄、精々世話いたし、加帳田畠かり受候ても、急度農業相元付候の様可申論候、一上略一 農業元付不申者ハ、名前可申出候、兼て農業出精にて、昨秋己来、御厄介不相成者、委數名前取調、可申出候、以後たとへ、凶作有之候ても、御救被為行届候儀ニハ無之候間、此段、重疊相心得可申候、であり、そこには、「御厄介をかけず、年貢を完納する百姓」を歓迎し、「農業相怠り、不身持な百姓は、急度申し付くべし」とする封建領主の姿を如実に示している。

被災直後の十月廿六日、安岐手永横城村の百姓が、「御年貢歎筋」を申し談じて、村役人へも断りなく、村内の東光寺に「オオギョウ大行」に集合して相談したことが知れ、その発端は、文七・継蔵らであったことが判り、時節柄不

届であるとして、謹慎（他参留）を申し渡された。

彼らの主張は明らかではないが、所詮、年貢減免歎願であつたものと考えられるが、徒党を結ぶ不穩な動きに対する予防的な封じ込みであつたものであろう。

以上、雑然と、風雨災害後の社会状態と、これに対処しようとする藩側の態度とを眺めて来たが、江戸在留の藩主からの沙汰や、郡奉行からの通達の中には、常に「厚き思召を以って」とか、「厚き御慈悲によつて」との表現が散見し、「御領分では、田島作り方が疎略であり、よろしくない。他辺では土拵まで綿密にするので、手入届き、比較的凶作に見舞れる事が少ない」、「食物と言ふものは、土中に実の入るもので、風害には強いものだ。植付・耕作を入念にすれば被害は少ないものだ」など述べ、「食用手当てを専らにせず、利潤に迷うから凶作に見舞れるのだ」との恩着せや、詭弁を用いて、凶災の原因を、農民側の責任になすりつけている。

こうした点には、所詮、封建領主の旧体依然とした支配態度が伺われる。

本稿では、この外に、風俗面等について、若干触れる予定でいたが、紙数の関係等で割愛した、別稿で述べる予定でいる。

註 ①『嘉永庚戌風災凶荒紀事』別府大学文学部史学科所蔵、当史料は表紙共一〇八葉に及ぶ、当災害に関する一件記事である。尚

本小稿では、特記しない引用史料は全て右による。

②『御用留記・嘉永三年』大分県立図書館所蔵『府内藩日記』甲一三四五号

③『杵築藩町役所日記』日雇機増し方致し決して雇不申様、心得違者有之候へへ、名前可申出様、日雇取ヨリ増方致具様申出候へへ、其の名前、申出候様被仰候」など見える。

④『引継要領書』『杵築市誌』資料編収

⑤嘉永三年八月の風災は、豊後地方のみでなく、肥後地方においても各地に被害が続出している様である。『熊本県史料』

⑥『徳川禁令考』

⑦『徳川禁令考』

⑧『徳川禁令考』

⑨『徳川禁令考』

⑩拙稿「浦辺村落小考」『別府大学紀要・第一六集』収

⑪拙稿「江戸時代末期における水利と村落」『政治経済史学・第一一三号』収

⑫拙稿「江戸末期における土地集積史料」『歴史教育・第十八巻一号』収

⑬井ノ口章二、「食物の種類」『日本民俗学大系・六』収

⑭澱粉質の植物根を精製して食用に利用することは、時代的に古く、地域的に広く、大蔵永常の『製葛録』などはその点で知られる。

補註

田穀の出し割りと利用について一例を示す（島原飛地領の例）

助合穀取計方左之通

米三百石

五組より出穀者ケ年

内組訳

史学論叢

八拾貳石五斗壹升六合

高田組

七拾壹石五斗八升四合

田染組

五拾壹石八斗壹升

長洲組

四拾七石六斗六升貳合

橋津組

四拾六石四斗貳升八合

山藏組

廿より卯迄三ヶ年、村方出石高九百石、上分御足三百石 都合計貳百石

一、村出穀御足穀數共、年々直段宜敷時分致弘方銀困役人横目代官大庄屋合封、金箱掛屋預、期日々金箱御役所より取寄、立合可仕事

その利用は、肥代として貸渡し、出百姓家作料貸向、火難、病難貸渡し、その外不時の災難に調査の上貸付ける。